

## 時間外投げ込み

令和8年5月30日

報道機関各位

自然保護課

東北町での高病原性鳥インフルエンザ（家きん）発生に伴い指定された野鳥監視重点区域指定の解除について

東北町における高病原性鳥インフルエンザ（家きん）発生を受けて、令和8年4月22日（水）に環境省が発生農場の半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、県は同区域内における野鳥の定期調査を県が実施したところ、死亡野鳥や異常行動を示す野鳥は確認されませんでした。

このため、環境省は本年5月29日（金）24時をもって重点区域の指定を解除しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 定期調査の概要

(1) 実施日 令和8年5月29日（金）

(2) 調査場所及び結果

野鳥監視重点区域内（野辺地町、七戸町、東北町のそれぞれ一部）の湖沼や河川など主要な渡り鳥の飛来地10か所。

#### 2 今後の対応

- ・ 環境省は、これまでの県の調査結果を踏まえ、防疫措置の完了日（5月1日）の翌日から28日後の5月29日24時をもって、当該区域を解除しました。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける本県の対応レベルはレベル3からレベル1（通常時）となります。

#### 3 添付資料

県からのお願い（野鳥との接し方について）

##### 【参考情報】

青森県ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する情報を提供しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/tori-infuruenza-jouhou.html>

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当者	環境エネルギー部自然保護課 鳥獣対策グループ 総括主幹 福田 真樹
電話番号	内線 6505
	直通 017-734-9257
報道監	環境エネルギー部 次長 吉田 巧

## 県民の皆様へ

## 野鳥との接し方について

- ハクチョウなど野鳥への餌付けは、自粛をお願いします。
- 死亡した野鳥など野生生物には、素手で触らないください。
- ハクチョウなど野鳥が死亡しているのを発見した場合は、お近くの農林水産事務所や市町村役場にご連絡ください。
- 野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付着することにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないようにしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。